

対馬市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成24年4月26日(木)午前10時30分から午前10時40分

2. 開催場所 峰地区公民館2階講堂

3. 出席委員 (21人)

1番	井田幹男	2番	太田吉雄	3番	鬼橋孝幸
4番	永留光雄	5番	初村重政	6番	堀江政武
7番	上野良人	9番	吉野敏	10番	阿比留和比古
11番	大石憲一	12番	佐伯理	13番	武田安丸
14番	中村國安	15番	永留廣美	16番	永留廣美
17番	兵頭榮	18番	小宮伸之一	19番	小宮正至
21番	須川久巳	23番	上野秀一	25番	龍造寺正房

4. 欠席委員 (3人)

8番	松村英二	22番	縫田和己	24番	島居邦嗣
----	------	-----	------	-----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀剛一
農業委員会事務局係長	庄司克啓
農林水産部農林振興課課長補佐	波田安德
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石丸真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中村龍一
上対馬地域活性化センター地域支援課課長補佐	古里正人

7. 会議の概要

議 長 　　ただ今から、平成24年度対馬市農業委員会第1回総会を開会いたします。本日は、委員定数24名中21名出席ですので総会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　それでは、18番小宮伸之委員、21番須川久己委員にお願いいたします。議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認めます。したがって、本日1日とします。
議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び係長を指名いたします。
それでは、議事に入ります。まず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長 　　議案書の1ページをお開き願います。議案第1号について説明いたします。
番号1、売買による農地法第3条の許可申請でございます。
上県町佐護の　　さんから、同じく上県町佐護の　　さんへ譲り渡そうとするもので、面積は「畑が1筆」、224㎡となっております。申請理由は、売買によるもので、島居康博さんの現在の経営面積は、13,636㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 　　事務局長の説明が終わりましたが、地元委員に付け加えることがあれば、お願いいたします。

（11番手を挙げる）

11番 大石憲一委員

11番 　　23日の日に事務局と私と譲受人の　　さん立会のもと現地を見ました、この　　さんと売買をする土地は　　さんの土地の隣地にあり、二人合意のもと、売買が成立しましたので、何も問題ないと思いますので審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 　　ほかにどなたか。

(21 番手を挙げる)

21 番 須川久己委員

21 番 さんの方から私にもよろしくたのむということで、 さんの畑の中に小さい畑が一枚あって、どうも仕事に差し支えていから、分けてくれるよう言ったら、素直に分けてもらいましたので、その点、農業委員会の方、よろしくお願い致しますとのことでした。

議 長 ほかに何か、質疑ありませんか。

(19 番手を挙げる)

19 番 小宮正至委員

19 番 ただ今事務局の説明及び、地元委員の説明もございまして、双方の合意も出来ているということで、私としては何の意義もございません。

議 長 ほかにどなたか。

(異議なし)

議 長 それでは、本案件について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

 全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権設定)について」を議題とします。

 事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。2ページをお開き願います。農用地利用計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し、総会にて決定する必要があるため、提案するものであります。

 今回1件の「利用権設定」の申し出がっております。

 3ページをお開き願います。

 番号1、「利用権の設定を受ける者」は、巖原町豆酸瀬の さん、「利用権の設定をする者」は、巖原町豆酸瀬、 の法定相続人、 さんで、面積は、「畑1筆」で852㎡でございます。

 なお、 さんの経営面積は、3,203㎡でございます。

 以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。何か質疑、ご意見等はございませんでしょうか。地元委員から補足説明があればお願いします。

(5 番手を挙げる)

5 番 初村重政委員

5 番 本件につきましては、4月23日設定を受ける側の 氏、並び市役所担当と私と現地を確認したところであります。本件は、まず耕作放棄地の解消につながる利用権の設定であり、また、 氏が経営の拡大を目指してあり、何ら問題はないと考えますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、取りまとめたいと思いますが、本案件ついて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございますので、第2号議案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で、本日提案されました、第1号議案、第2号議案、及び第3号議案まで、皆様方には慎重にご審議いただき、無事終了することができました。

これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。